福島県政150周年記念事業ロゴマークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県政150周年記念事業を広く周知し、機運醸成を図るために作成した「福島県政150周年記念事業ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークは、別表に掲げるものをいう。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、福島県に属するものとする。

(使用対象者)

- 第4条 ロゴマークの使用対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 国、又は地方公共団体が使用するとき。
 - (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (4) 福島県政150周年記念・官民ネットワーク登録団体が登録時の協力内容で使用するとき。
 - (5) その他、福島県文化スポーツ局文化振興課長(以下、「文化振興課長」という。) が適当と認めたとき。

(使用の申請)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ文化振興課長に使用申請書(別記「様式第1号」)に次の書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。

ただし、前条第1号から第4号のいずれかで使用する場合(ロゴマークを使用した商品を販売するなど利益が発生する用途に使用する場合を除く。)はこの限りではない。

- (1) 申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴマーク使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他文化振興課長が必要と認める書類

(使用の承認)

- 第6条 文化振興課長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、福島県政150周年記念事業に関する協力に寄与すると認めるときは、使用を承認するものとする。なお、文化振興課長は使用方法やその他について、必要に応じ条件を付することができる。
- 2 文化振興課長は、前項の規程により承認をするときは、その旨を通知(別記

「様式第3号」) するものとする。

(使用承認の制限)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、文化振興課長は承認 しないものとする。
 - (1) 福島県、「福島県政150周年記念事業」の信用・品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあると認められる場合。
 - (2) 特定の個人、政治、思想、宗教団体の活動に使用する場合、又はその活動を 支援するおそれがあると認められる場合。
 - (3) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあると認められる場合。
 - (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められる場合。
 - (5) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがあると認められる場合。
 - (6) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合。
 - (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合。
 - (8) ロゴマークの使用の申請書をした者が下記の項目に該当する場合
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(法第2条第6号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を 与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これ を不当に利用するなどしている者
 - ⑦上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の 団体または個人
 - (9) その他、文化振興課長が承認しないことが適当と認められる場合。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、令和8年1月1日又は第6条第2項の規定により使用承認となった日から令和8年12月31日までとする。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第10条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) この規程又は承認内容の用途のみに使用し、文化振興課長の指示する使用条件に従うこと。
 - (2) デザインマニュアルに基づき、定められた大きさの比率、配色等を正しく使用すること。
 - (3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
- 2 ロゴマークを使用する権利は、第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- 3 ロゴマークを使用した場合は、使用状況が確認できる資料を文化振興課長へ提出 すること。
- 4 文化振興課長は、ロゴマークの適正な活用を図るため必要と認める場合、ロゴマークの使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

(使用の非独占等)

第11条 本規程によるロゴマークの使用承認等は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与し、かつ、物品等又は使用者について福島県の推薦又は品質保証を行うものではない。

(承認内容の変更)

- 第12条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとする場合は、使用変更申請書(別記「様式第2号」)を文化振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 文化振興課長は、前項により承認するときは、その旨を通知(別記「様式第3号」)するものとする。

(承認の取り消し等)

- 第13条 文化振興課長は、ロゴマークの使用が承認内容に反して使用された場合、この規程に反して使用された場合、その他ロゴマークの使用継続が不適当であると認められた場合は、承認の取り消し又は使用の中止を指示するとともに、使用物件等の回収等の措置を指示することができる。
- 2 前項により、使用又は承認を取り消された者は、その取り消し日から使用できないものとする。

(責任の制限)

- 第14条 県は、ロゴマークの使用又は承認取り消し等に起因する損害等が生じて も、福島県はその責めを負わないものとする。
- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を 与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律

上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(経費等の負担)

第15条 県は、この規程による使用申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、 文化振興課長が別に定める。

附則

この規程は令和7年10月15日から施行する。

福島県政 150 周年記念事業ロゴマーク

(カラー)



(単色)



※その他の色の単色ロゴマークは、ロゴマークマニュアルで指定する。